

# 知床国立公園管理計画書

平成5年3月

環境庁自然保護局  
北海道地区国立公園管理事務所

## ま え が き

知床国立公園管理計画は、昭和55及び56年度の2ケ年にわたる検討により昭和57年3月に策定され、その後、昭和59年6月に公園計画の再検討により公園区域及び公園計画が変更されたことから、昭和62年3月には本計画もこれに伴う所要の改正がなされた。

今回は、前回の改定からすでに5年を経過していることから、この間における利用者の増加と利用形態の多様化、これに伴う新たな利用施設の整備、知床の自然保護を求める世論の高まり等を踏まえ必要な改定を行なったものである。

## = 目 次 =

1. 管理計画作成方針	1
2. 管理計画改定方針	2
3. 区域の概要	3
4. 管理方針	6
5. 風致景観の管理に関する事項	
(1) 許可取扱方針	7
(2) 公園事業取扱方針	12
6. 地域の開発整備に関する事項	
(1) 自然公園施設	17
(2) 一般公共施設	17
7. 土地及び事業施設の管理に関する事項	
(1) 国有財産の管理	18
(2) 公園事業施設の管理	19
8. 利用者の指導に関する事項	
(1) 自然解説	19
(2) 利用者の誘導規制	20
(3) 利用者の安全対策	22
9. 地域の美化修景に関する事項	
(1) 美化清掃活動	23
(2) 修景緑化計画	24
10. その他関係事項	
(1) 違法行為の排除等	24
(2) 関係各種団体	25
11. 関係資料	26～33

# 1 管理計画作成方針

知床国立公園は、昭和39年に指定された、険しい火山連峰と原生林に被われた山岳景観及び海蝕崖による豪壮な海岸景観を有する公園である。地理的、地形的に隔離された地域であるため、人為による影響が他地域に比べて極めて少なく、野生生物が数多く生息する等良好な自然環境に恵まれており、日本に残された最後の原始地域ともいわれ、指定以来その高い原始性の保護が図られてきたところである。

公園指定と同時に公園計画が定められ、また昭和41年からは国立公園管理員が現地に配置されてその保護管理業務に当たってきた。

土地所有は、ほとんどが国有林で、国公有地の占める割合は95%を超えており、岩尾別にある開拓跡地の民有地も斜里町の知床100平方メートル運動による土地の買い上げが進んでいることから、他の公園のような私権との調整が問題となるような事例は少いが、一部に残されている民有林において、森林の伐採に関して問題となる事例が生じており、これらの土地については、公有地化につとめるものとする。

昭和55年の知床横断道路の開通以来利用者の数は急増し、現在は約240万人近くを数え、知床五湖等では過剰利用による問題も生じている。一方で、これまでの一般的な風景観賞から、より進んで野生動植物をはじめとする優れた自然とのふれあいを求める利用者が増えている。

以上のことから、当管理計画の作成に当たっての基本的な考え方は次のとおりとする。

- ・公園の保護管理業務のより一層の円滑化を図るため、これまで積み重ねられてきた自然環境、土地利用、公園利用などの面における公園管理方針を明確化する。特に公共事業や第一次産業との調整にかかるとの方針を明らかにする。
- ・地域の自然環境に応じた公園利用の方針を明確化する。
- ・適正な公園利用を推進するため、今後の利用施設の整備や既存施設の再整備の方針を検討する。
- ・自然とのふれあいや自然に対する理解を深めるため、自然教育活動をはじめとする利用者指導の推進方法を検討する。
- ・快適な利用環境を維持するため、利用規制の実施、美化清掃の充実等について検討する。

なお、管理計画区は、地域の自然環境及び利用上の一体性から、公園全体で1管理計画区とするが、本計画において管理計画区を分割して記述する必要がある場合は、次の8つの地区に細分することとし、その範囲は、図-1(31頁)のとおりである。

- (1) 知床岬・知床岳地区
- (2) ルサ・ルシャ地区
- (3) 相泊・北浜地区
- (4) 羅臼岳・硫黄山地区
- (5) ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ地区
- (6) ウトロ羅臼線道路沿線地区
- (7) 羅臼温泉地区
- (8) 知西別地区

## 2 管理計画改定方針

知床国立公園管理計画は昭和57年3月に策定され、昭和62年3月に変更されたものであるが、その後、自然公園法の改正に伴い知床国立公園においてもスノーモービルの規制を目的とした車馬の乗り入れ規制区域が公園計画の変更により指定されたのをはじめ、管理体制の充実のため、ウトロ管理官事務所の設置や特定国立公園重点管理事業の実施等保護管理の充実が図られた。公園利用の面では、利用者が着実に増加しているのみならず利用形態が多様化しており、この様な状況に対応して、ホロベツ地区には新たな利用拠点として斜里町の知床自然センターを中心とする施設が整備された。一方、この様な利用面の変化に関連して、知床岬等自然環境が脆弱な地域への無秩序な立ち入り等による問題が起きている。公園利用の多様化は全国的な傾向であり、環境庁では、自然環境保全審議会に設置した「利用のあり方検討小委員会」において自然公園制度の持つ役割のうち利用の面を中心に総点検を行い、平成元年5月に報告を受けた。知床国立公園は、その報告の中で提言されている自然体験型利用の推進と国際水準の公園作り等の施策を実現するには最も適した公園であり、すでに特定国立公園重点管理事業等において、提言を受けた施策が実施に移されている。

自然公園行政以外においても、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の制定や知床森林生態系保護地域の設定等、知床国立公園の自然保護に資する施策が打ち出された。

今回の改定は、基本的には、公園内に残された原始的な自然を厳正に保護するという従来の方針を踏襲しつつ、以上の様な諸情勢の変化に対応するために必要な改定を行うものである。

### 3 区域の概要

#### □沿革

- 昭和39年6月1日 国立公園指定
- 昭和55年2月4日 公園区域の変更  
(遠音別岳原生自然環境保全地域指定に伴う一部削除)
- 昭和59年6月15日 公園区域及び公園計画の再検討
- 平成2年12月1日 車馬の乗り入れ規制区域の指定(特別地域全域)

#### □公園面積

##### (1) 地種区分別面積

(ha)

公園面積	特 別 地 域									普通地域	%
	特別保護地区	%	第一種	第二種	第三種	小 計	%	合 計	%		
38,633	19,362	50.1	3,822	3,388	12,061	19,271	49.9	38,633	100	-	-

##### (2) 所有区分別面積

(ha)

公園面積	国有地	%	公有地	%	私有地	%
38,633	36,215	93.7	803	2.1	1,615	4.2

## □行政区域

北海道斜里郡斜里町	23,011ha
“ 目梨郡羅臼町	15,622ha

## □自然環境

### <地形と気象>

知床半島は、北海道の東北端に位置し、半島の中央を背骨のように1,500m級の山稜が貫き半島を二分している。最高峰の羅臼岳(1,661m)を始めとし、いずれも千島火山帯に属する第四紀に活動した比較的新しい火山起源の山稜で、硫黄山(1,562m)は現在も活動を続けている。

海岸には、山が迫り断崖をなすところが多く、特にオホーツク海側は高さ200mにも及ぶ海蝕崖が連続し、川は滝となって海に注いでいる。

火山性の堰き止め湖である知床五湖や羅臼湖など湖沼も神秘的な景観を呈している。

温泉は公園内に点在し、羅臼温泉、岩尾別温泉以外に、相泊、瀬石、カムイワッカで湧出が見られ、露天風呂がある。

気象は、半島の両側で大きく異なり、ウトロ側は夏暑く冬寒い乾燥型の気候であるが、羅臼側は夏冬の寒暖の差が少なく、また、夏冬とも雨量の多い湿潤な気候である。

厳冬の1月中旬頃から4月上旬頃にかけては、オホーツク海側に流氷が接岸し、根室海峡に流れ込む。

### <植生>

海岸から高山帯までの植生は変化に富んでいるが、主体となるのはトドマツ、エゾマツ、ミズナラなどの針広混交林で、山麓部を広く被っている。ダケカンバ林をはさんで森林限界は500m～800mと低く、稜線付近はハイマツの大群落が広がり、キバナシャクナゲ、エゾコザクラ等の高山植物群落も見られる。

厳しい気象条件のため比較的標高で高山植物が出現することや、狭い面積で多様な垂直分布の見られることが特徴で、また、そのほとんどが人手の加わらない原生状態である。

### <動物>

原生的環境がそのまま残されていることから、生態系の頂点に立つヒグマやシマフクロウ、オジロワシが繁殖するほか、エゾシカ、キタキツ

ネ、エゾクロテン等多様な野生動物が生息している。また、オオセグロカモメ、ウミウ等の海鳥類も豊かである。

冬期には、流氷とともに多数のオオワシ、オジロワシが飛来し、海岸には、トド、アザラシが回遊する。

#### □産業等

公園内では、漁業及び森林施業以外の産業活動はほとんど行われていない。

漁業は、サケ、マスをはじめウニ、昆布などの資源に恵まれて盛んであり、海岸線には数多くの番屋が点在する。

#### □公園利用

利用の中心は、ホロベツ、知床五湖、知床横断道路（知床峠）及び羅臼温泉集団施設地区であり、当公園の利用者数は、昭和40年代半ばの100万人前後から、平成3年には2倍を超える年間237万人となっている。特に知床横断道路が開通した昭和55年～56年にかけて急激な伸びを示した。その後は、都市化による全国的な生活環境の変化により、豊かな自然の中での野外活動に対する国民の志向がさらに加速し、原始性が高く、野生動植物が多数生息・成育する本公園への利用者数は順調にのびてきている。最近では、キャンパーの増加とともに、カムイワッカ湯の滝、熊の湯等の露天風呂を目当てにした利用者也増加している。かつて利用者は8月に集中していたが、近年は6～10月頃まで利用者が分散してきており、夏の一季集中型から、夏から秋にかけての二季連続型への移行を示している。

また、冬から春先にかけては、流氷とオオワシ、オジロワシの大群やトド、アザラシを見に訪れる利用者也次第に増えてきている。

公園の利用施設計画及び事業執行されている公園事業施設は、表－1（26、27頁）、のとおりである。



## 4 管理方針

本公園の管理にあたっては、地域のもつ原始性の高い景観の保全を基本として次の方針で望むものとする。

- ・原始性の高い自然環境を生態系として保全するため、産業利用等による自然環境の改変は極力抑制を図る。特に野生生物の生息環境の保全には十分留意する。
- ・漁業、森林施業等の第一次産業による自然環境の改変については、つとめて調整を図る。
- ・一部残された民有地については、本公園の特色である原始性を保全するため、極力公有地化に努めるものとする。
- ・自然に対する理解を深め、秩序ある快適な利用を推進するため、フィールドを生かした自然保護教育活動の推進等利用者指導に努める。
- ・公園利用は、わが国では例の少ないすぐれた自然の保護に支障がない範囲で野生とのふれあいを体験させる、野生体験型利用を中心とするが、自然環境保全上重要な地域への立ち入りについては、極力規制するよう関係機関と密接な連係を図る。  
各地区毎の利用方針は次のとおりとする。

知床岬・知床岳地区 ルサ・ルシャ地区 知西別地区	一般の直接利用には供さない。
羅臼岳・硫黄山地区	主として登山利用に供する。
ウトロ羅臼線道路沿線地区	主として自動車による通過利用に供する。
相泊・北浜地区 ホロベツ・知床五湖・カムイワッカ地区 羅臼温泉地区	公園の利用地域としてそれぞれの自然環境に応じた適正な利用に供する。

## 5 風致景観の管理に関する事項

### (1) 許可取扱方針

公園内の行為の許可に関する取扱については、「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針」（昭和49年11月20日付環境庁自然保護局長通知）によるほか、次の方針によることとする。

なお、公共事業関連施設の取扱方針については、「6 地域の開発整備に関する事項」で述べる。

行為の種類	取 扱 方 針
1. 工作物の新・改・増築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として漁業活動、森林施業及び公益上必要な行為にかかる施設以外は極力抑制を図るものとする。</li> </ul>
(I)建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規模、高さ等は必要最小限とし、外部意匠は極力シンプルで周囲の自然環境と調和のとれたものとする。</li> <li>・屋根の形状は、切妻・寄棟等勾配を持ったもの（片流れ式を除く。）とし、やむを得ず陸屋根となる場合は、原則としてパラペットを付設する。</li> <li>・外部の色彩は、屋根（パラペットを含む）はこげ茶色系、壁面は茶色系、クリーム色系、灰色系、白色又は自然材料のままの色を標準とする。</li> <li>・道路等からは極力壁面線を後退させるとともに、周辺の状況から植栽による修景が必要な場合は、現地産のものと同種の樹種により植栽を行うよう指導する。</li> </ul>
ア. 番屋等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相泊・北浜地区以外では、番屋（漁業を行うために人が季節的に居住し、作業する建物）の新築は、災害により消失したものの復元等、当該地域にお</li> </ul>

ける従来からの漁業を継続的に行うために必要なものに限ることとし、既存の番屋の改築等も含め、その規模は、漁業活動を行うために必要最小限の規模にとどめる。

- ・相泊・北浜地区では、番屋の新設は極力抑制する。
- ・番屋に付帯する倉庫等の漁業関係施設（主たる番屋の規模を超えないものに限る）の新增改築を行う場合は、その規模、高さ等は必要最小限とし、そのデザイン等は上記に準ずるよう指導する。
- ・番屋として使用されなくなったものについては、施設の所有者に対し撤去するよう指導する。

## (2)道 路

- ・風致の保護上重要な箇所においては、擁壁には自然石若しくは自然石に模した材料を用いるよう指導する。
- ・法面緑化及び工事に伴い 生じた裸地には、周囲の自然植生に近い植群落に速やかに復元する植物種及び緑化工法を用いるよう指導する。
- ・樹木による修景を行う場合は、現地産植物と同種の植物を使用するよう指導する。
- ・モルタル吹付けは、安全確保上、代替工法がないと認められる場合のみとする。
- ・法枠工、緑化ウォール等法面安定のための構造物を用いる場合には、十分な緑化を行うよう指導する。
- ・危険防止柵は、原則としてガードケーブル、色彩は灰色系又は亜鉛メッキ素地色とする。
- ・落石・落雪防護柵及びネット等の色彩は、コゲ茶色系、灰色系又は亜鉛メッキ素地色とする。

### ア. 車 道 (林道を除く)

- ・原則として、新設は認めないものとする。  
(道道知床公園線のうち知 床五湖以奥の公園事業道路として把握されていない部分についての取扱

	いについては、公園事業取扱方針（15頁）参照。）
イ. 林 道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知床岬・知床岳地区、ルサ・ルシャ地区及び知西別地区においては、新設は認めないものとする。また、その他の地区についても自然環境保全の観点から十分な調整を図る。</li> <li>・ 知床林道（知床大橋以奥）については、拡幅等を伴う規格の改良は、認めないものとする。ただし、危険防止、環境保全及び災害復旧のための必要な改良については検討する。</li> </ul>
ウ. 橋 梁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザインはシンプルなものとし、色彩は明度及び彩度の低いものとする。</li> </ul>
(3)その他の 工作物 ア. 電力柱 ・ 電話柱等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設については、自然環境への影響及び施設供用に伴う波及的な影響等をも考慮し、慎重に取り扱うものとする。</li> <li>・ 公園利用上重要な計画道路の沿線においては、架空線の地下埋設化を図るものとし、その他の場所においても極力電力線・電話線の共架を図るよう指導する。</li> </ul>
イ. 鉄塔、パ ラボラアン テナ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として新設は認めない。ただし、公益上必要と認められるものであって、当該地域以外においてその目的を達成することができないと認められるものについては検討する。</li> </ul>
ウ. 土木 構築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風致及び景観の保護上重要な箇所については、原則として自然石等自然材料又は自然材料に模した材料を使用するよう指導する。</li> <li>・ 規模、高さ等は、必要最小限とする。</li> <li>・ 形状は周辺の自然環境と調和のとれたものとし、色彩は、原則として自然材料の素地を基本とする</li> </ul>

	<p>が、着色する場合及び金属製のものについては、こげ茶色系、灰色系、亜鉛メッキ素地色を標準とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事用の取付道路の新設については、自然環境の保全に十分配慮するとともに、工事完了後ただちに現状に復し、緑化を図るものとする。</li> </ul>
2. 木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年 国立公園部及び林野庁との了解事項)に基づくものとするが、自然環境に対する影響に配慮し慎重に取扱う。特に野生動物の生息に重要な地域においては、生息環境の保全に十分留意するよう調整を図る。</li> <li>・作業道、土場の設置や機械による集材にあたっては、土砂流出防止や環境保全に十分留意するよう調整を図る。</li> <li>・番屋に必要な自家用薪材の伐採は、風致景観に支障のない範囲内に限り認めるものとする。</li> </ul>
3. 土石の採取 (1)温泉ボーリング等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな泉源の開発及び利用については、自然環境への影響に配慮し、慎重に扱う。ただし、既存泉源の掘替えについては自然環境への影響を配慮しつつ柔軟に対応するものとする。</li> <li>・ポンプ小屋、引湯管等により風致上の支障のないよう指導する。</li> <li>・掘削中の機械、やぐら等の設備の設置及び跡地の整理については、風致上の支障のないよう指導する。</li> </ul>
(2)採石業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採石は認めないものとする。</li> </ul>
(3)その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉱業権の設定に関して通商産業局長より協議を受</li> </ul>

	<p>けた道知事からの協議（「国立公園及び国定公園許可、届出等取扱要領」に基づくもの）については、鉱物等の掘採が自然環境に与える影響から、原則として不同意とするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防ダムの堆積土砂の浚渫については、可能な限り樹木を残す等、風致の保護に配慮するよう指導する。</li> <li>・継続的に行われている定置網のおもり用の砂利の採取については、「特定地域における特定の行為の認定」（昭和56年7月29日付環自保第240号）によりやむを得ないものに限り認めることとされている。</li> </ul>
<p>4. 広告物の設置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として公益上必要なもの及び公園事業施設等への誘導のためのもの以外は認めないものとする。</li> <li>・極力自然材料を用い、周囲の自然と調和したデザインとする。</li> <li>・色彩はこげ茶色地に白色文字を標準とし、原色は極力用いないものとする。</li> <li>・光源を用いる場合は、外部からの照明とする。</li> <li>・塔屋への設置は認めないものとする。</li> <li>・破損、老朽化した広告物は、設置者においてすみやかに撤去するよう指導する。</li> </ul>
<p>5. 動植物の捕獲、採取等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学術研究のため必要と認められるものであって、当該地域において絶滅の恐れがないもの以外は認めないものとする。</li> <li>・捕獲、採取等の量は、必要最小限とする。</li> <li>・捕獲、採取等の場所及び期間については、一般利用者に対する影響に配慮するよう指導する。</li> <li>・行為者には捕獲、採取等にかかる調査結果の報告を求め、提出された資料は、公園の保護管理に活用を図るものとする。</li> </ul>

## (2) 公園事業取扱方針

公園事業に関する取扱いについては、次の方針によることとする。

### ア. 羅臼温泉集団施設地区（表-2、28頁）

本公園で唯一の集団施設地区である羅臼温泉集団施設地区は、自然探勝利用の宿泊基地及び羅臼岳への登山基地等利用拠点として整備を図るとともに、ウトロ羅臼線の通過利用の基地として地区内での滞留利用を促進するための教化施設及び休養施設を整備することを目標として計画されており、現在羅臼町を訪れる年間80万人の大半が当地区を通過または利用しているものと思われる。

地区内には野営場のように豊かな樹林に覆われた部分もあるが、宿舎区等地区の中心部は、旧河川敷の箇所が多いことと、水辺環境として重要な羅臼川がすでに改修されているため、現在も樹木が少ない。今後は、良好な周辺自然環境の維持のみならず、利用施設の再整備及び植栽等により快適な利用空間の形成を図る必要がある。

事業の種類	取 扱 方 針
1. 宿舎	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 現在、地区内には3軒の宿舎が適当な間隔を保って設置されており、合わせて約530人の宿泊収容力がある。しかし、近年の利用者の増加にともない夏の利用シーズンには収容力の限界に達しており、建設後かなりの年月を経過している宿舎もある。今後の新增改築に当たっては、施設を極力道路から後退させる等ゆったりとした空間を保つとともに、植栽により修景・緑化を行う。 また、当地区内において現在町有地となっている宿舎跡地については、計画が具体的になった場合には、既存3棟と同様に扱うものとする。</li><li>・ 建物や看板類のデザイン等は「許可取扱要領」に準じ、統一が図られるよう指導する。（以下の施設について同じ）</li></ul>

2. 園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、ウトロ羅臼線道路沿いに小規模な園地が整備されているが、利用者はあまり多くない。今後は、駐車場と一体的な利用の促進を図るため、現在使用している羅臼岳登山道入口の園路を一般向けに整備し、自然研究路として活用できるよう解説板等の充実を図る。</li> <li>・ 一部損壊や橋の老朽化により現在閉鎖中の園路については、ビジターセンターを中心に各施設を有機的に結ぶ園路となるよう関係機関と調整を図り、再整備を行う。</li> <li>・ 熊越の滝方面への園路の延長、安全対策等について検討する。</li> </ul>
3. 野営場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夏の最盛期には、オートバイで道内を周遊する若者の利用が多く過密な状態が続くため、施設の再整備を検討する。再整備に当たっては、地形の改変を最小限とするとともに敷地内の大径木は極力残し、緑陰が豊かな野営場とする。</li> </ul>
4. 駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 園地整備促進による有効利用を図る。</li> </ul>
5. 博物展示施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当公園の自然観察・自然探勝等の利用をより推進するため、館内展示や、レクチャールームでの映像装置等の充実を図る。</li> <li>・ 自然保護教育活動の拠点として、自然解説ボランティアの活動のための施設の整備拡充を図る。</li> <li>・ 施設の維持管理については、羅臼町の協力を得て行う。また、運営については、「羅臼ビジターセンター運営協議会」（25頁参照）が行う。</li> </ul>



イ. 単独施設

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1. 宿舎	岩尾別温泉	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の規模は、現状程度にとどめるものとする。</li> </ul>
	岩 尾 別	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業執行については、今後の利用動向により検討する。</li> </ul>
2. 園地	ホ ロ ベ ッ	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園のウトロ側入口及び利用拠点として、休憩や自然観察のための広場、休憩所、自然研究路等の整備がなされている。今後は、案内板、解説板の充実を図る。</li> <li>既存の休憩所は知床 100平方メートル運動の拠点となるにふさわしい展示休憩所として管理運営を図る。</li> <li>海触崖への転落防止のための指導等について検討する。</li> </ul>
	カムイワッカ	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在硫黄山登山口付近にある展望スペースにとどめるものとする。</li> </ul>
	知 床 五 湖	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐車場、休憩所は現状の規模にとどめるものとする。</li> <li>案内板、解説板の充実を図る。</li> </ul>
	知 床 峠	<ul style="list-style-type: none"> <li>短時間の展望利用に供するための施設は現状程度とし、案内板、解説板の充実を図る。</li> </ul>

3. 野営場	ホロベツ  岩尾別温泉及 びルサ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然観察等の研修機能を持った野営場として整備することを検討する。</li> <li>・事業執行については、今後の利用動向により検討する。</li> </ul>
4. 博物展示施設	ホロベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当公園の自然観察・自然探勝等の利用を増進するため、館内展示及び館内案内の充実を図る。</li> <li>・自然保護教育活動の拠点施設として、自然解説ボランティアの活動のための設備の充実を図る。</li> </ul>
5. 駐車場	ホロベツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイカー規制の要となる施設であるので、施設の規模等については、自動車利用適正化対策の中で検討していくこととする。</li> </ul>

#### ウ. 道路

種 類	路 線 名	取 扱 方 針
1. 道路 (車道)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁、法面緑化及び修景植栽については、「許可取扱方針」と同様とする。</li> </ul>
	ウトロ羅臼線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路付帯の駐車場については、新設及び既存のものの現状以上の拡張は原則として認めないものとする。</li> <li>・供用期間延長のための防雪施設等については、自然環境及び景観等</li> </ul>

	への影響を考慮し、慎重に検討する。
ホロベツカム イワッカ線	<ul style="list-style-type: none"> <li>知床五湖～知床大橋間については現在公園事業車道として把握していないが、今後は公園事業車道として整備を進めるものとする。整備に当たっては、交通安全、危険防止のために必要な改良について検討するものとするが、知床五湖以奥は急峻な地形のため、自然環境に与える影響が大きいことから、慎重に取扱うものとする。</li> </ul>
岩尾別温泉線	<ul style="list-style-type: none"> <li>現道の舗装程度とし、大規模な改良は認めないものとする。</li> </ul>
ルサ相泊線	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全、危険防止等のための改良については、風致景観に支障のないよう調整を図る。</li> </ul>

2. 道路  
(歩道)

- 特定国立公園重点管理事業等により、関係機関と協力して点検、補修、植生の保護・復元を行う。

硫黄山登山線、羅臼平知 円別岳線、羅 臼岳登山線	<ul style="list-style-type: none"> <li>登山利用上の危険防止及び植生保護のため必要な措置を講ずるものとする。</li> <li>登山者の野営地は、羅臼平、三ッ峰、二ッ池、銀冷水、硫黄山第一火口、弥三吉水、泊場に限定し、各野営地には、野営区域を明示する措置をとるものとする。</li> </ul>
--------------------------------	--

知床五湖周回線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存歩道の維持管理を図る。</li> <li>・ 自然研究路として解説板等の充実を図る。</li> </ul>
羅臼湖線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一部で踏み荒らしによる植生の荒廃が見られることから、植生保護のため歩行区域を限定する等必要な措置を講ずる。</li> <li>・ 無制限な利用を防ぐため、今後とも入口標識の整備は行わないものとする。</li> </ul>

## 6 地域の開発整備に関する事項

### (1) 自然公園施設

今後の自然公園施設の整備に当たっては、当公園が有する優れた自然にふれあうことのできる施設の積極的な整備を推進して行くことを基本とする。

具体的には、羅臼側では羅臼温泉集団施設地区、斜里側ではホロベツ地区を自然にふれあうことができる利用拠点として位置付け、それぞれの施設の整備を進める。

羅臼温泉集団施設地区では、既存ビジターセンターを中心として施設の再整備を図り、自然解説ボランティアの活用等ソフト面の充実とあわせ、利用者に対する自然解説、情報提供の機能の強化を図る。

ホロベツ地区では、幌別地区園地整備計画（平成2年4月 斜里町作成）を参考にしながら、利用者に対する総合的な情報提供施設及び地区の自然保護教育、探勝、休憩のための施設が整備されており、知床五湖方面への入込者調整機能をあわせ持った地域の自然探勝の基地として利用の推進を図る。

## (2) 一般公共施設

### ア. 治山、砂防施設

- ・治山、砂防施設については、災害防止上の必要性及び風致景観に与える影響の観点から慎重に取扱うものとする。特に野生動物の生息に重要な地域においては、既存のものも含め堰堤に効果的な魚道を設けその適切な管理を行う等、生息環境の保全に十分留意するようはたらきかける。

### イ. 漁港

- ・文吉湾の整備は、避難港として必要な範囲にとどめるものとする。
- ・相泊港の整備は、漁港整備計画の範囲内でかつ自然改変が最小となるよう調整をはかるものとする。

### ウ. サケ、マスふ化場

- ・施設の規模は、自然環境への影響に配慮し、必要最小限にとどめるものとする。

### エ. 海岸施設

- ・相泊・北浜地区においては、海岸保全施設の新設は、災害の防止又は復旧のため止むを得ないものに限るものとし、それ以外の地区（漁港区域内を除く）においては、原則として新設は認めないものとする。

### オ. 河川施設

- ・羅臼川以外の河川については、原則として災害復旧のため必要なもの以外の施設の新設は認めないものとし、羅臼川においても景観の保全に十分配慮するものとする。

### カ. 温泉関連施設

- ・引湯管等は地下埋設とし、その他の施設も風致上の支障を軽減させる措置をとるものとする。

## 7 土地及び公園事業施設の管理に関する事項

### (1) 国有財産の管理

羅臼温泉集団施設地区内には次の環境庁所管の国有財産がある。

また、所管地の土地使用許可状況は下表のとおりである。

これらの財産については、国有財産法、内閣及び総理府所管国有財産取扱規則及び国立公園集団施設地区等管理規則に基づき適正に管理する。

ア. 土地

12,678.52㎡（昭和49, 57年度所管換）

イ. 建物等

ビジターセンター（昭和57年度）

RC造平屋 312㎡、付帯園地、駐車場  
園地（昭和52年度）

管理官事務所 木造平屋 53㎡（平成元年度）

土地使用状況

（平成5年3月現在）

使用者	用途	面積(㎡)
釧路開発建設部長 羅白町長	取付道路、駐車場敷、除雪用敷地、他	1685.78
	温泉引湯管敷、上水道管敷	46.31

(2) 公園事業施設の管理

事業執行者において適正に管理する。

事業執行者に対しては定期的に利用者数の報告を求めるとともに、随時施設の調査を行うことにより施設の管理及び利用の状況を把握し、公園利用施設として適正な利用に供されるよう指導する。

## 8 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説

本公園は、原始性が高く野生動物の豊かな生息状況にある特性から、平成元年5月、自然環境保全審議会自然公園部会利用のあり方

検討小委員会報告による利用の地域類型は、野生体験型と自然探勝型を中心として考える。以上、2つの利用をすすめることにより、次の方針により自然保護思想の普及啓発に努める。

#### ア. 野外活動指導

- ・自然に親しむ運動期間のみならず年間を通じて利用者の自然体験を促進するため、知床の特徴的な野生動物の観察適期を中心に自然観察会等を実施する。その際、知床における各機関の生態研究調査データを活用し、適正な利用に資する。

なお、野外活動の実施に当たっては、知床森林センターや、知床自然センター等他の機関が行う類似の活動との連携・調整に配慮する。

#### イ. 羅臼ビジターセンターの活用、運営

- ・展示会、映画会等を実施し、利用者の意識向上を図る。
- ・利用者の増加に対応し、冬期も開館する。

#### ウ. 自然研究路の整備、活用

- ・羅臼温泉、知床五湖及びホロベツの既存自然研究路の拡充整備及びホロベツ周辺での新たな自然研究路の整備を検討するとともに、解説板や印刷物による自然解説等を実施してこれらの施設の有効活用を図る。

#### エ. ボランティアレンジャーの指導、育成

- ・羅臼ビジターセンター及びホロベツの知床自然センターの機能を十分に活性化するため、当該施設を活動拠点とした自然解説ボランティア活動の拡充を図るとともに、ボランティアの指導育成を重点的に図る。

### (2) 利用者の誘導規制

自然環境保全あるいは快適な利用環境維持のために、利用規制計画（表－3、29頁）等に基づくほか、次の方針により利用者を誘導するものとする。

#### ア. 自動車の利用規制

- ・知床五湖、カムイワッカ地区では、7月～8月の休日及びお盆の時期を中心に自動車による利用が集中し、交通渋滞等の過剰利用による問題を引き起こしていることから、当地区の適正な利用を図るため、「国立公園内における自動車利用適正化要綱」

(昭和49年3月25日付 環自計第125号 自然保護局長通知)  
に基づきホロボツ地区以奥の段階的なマイカー乗入規制の導入  
を図る。

- ・知床林道における通行規制及びウトロ羅臼線における駐車規制  
は、今後とも存続するよう関係機関と調整を図るものとする。

#### イ. 立入規制

- ・最近、上陸する者が増加傾向にある知床岬については、貴重な  
植物群落や野生動物の生息環境の保護を図るため、「知床岬地  
区の利用規制指導に関する申し合わせ」(表-4、30頁)の立  
入規制措置の強化について検討するものとし、規制標識を設  
置するものとする。

- ・ルシャ・ルサ地区については、最近、撮影や釣りのための立入  
が目立ち、ヒグマとの遭遇やゴミの散乱等の問題が生じてい  
るので、当地区に至る知床林道の通行規制の徹底及び通行許可者  
に対する指導を強化するよう関係機関と調整を図る。

これらの地域については、関係機関が協力して定期的に巡視を  
行う。

- ・写真の撮影、取材及び動植物の観察等を目的としたこれらの地  
域及び水中等通常公園利用者の立入らない地域への立入につ  
いては、関係機関と調整を図り、公共性又は学術的な必要性が認  
められるものに限ることとする。

#### ウ. スノーモービルの乗入規制

- ・当公園は陸上部全域が乗入禁止区域となっており、その効果が  
あがっている。今後とも、関係機関との協力により規制の周知  
等その徹底を図る。

#### エ. ヘリコプターの着陸等

- ・スノーモービル同様、公園の陸上部全域が航空機の着陸規制区  
域となっている。

灯台の管理等公共性又は学術的な必要性が認められるもの以外  
は認めないこととし、着陸に当たっては、自然環境に影響を及  
ぼさないよう配慮を要請するものとする。

- ・ヘリコプターの着陸及び低空飛行は、騒音による快適な利用の  
阻害及び野生動物の生態への影響の恐れがあるため、公園内に



においては行われないう関係機関に要請するとともに、関係機関と調整を図るものとする。

オ. 野生動物との共存について

- ・本公園の優れた自然の特色は、半島部分の狭い区域に海岸部から高山部まで草原、湖沼、森林、高山植物帯等の自然環境が隣接しあっているため、オショロコマ等の魚類からヒグマ、オジロワシ、シマフクロウ等の大型動物まで多種多様な野生動物が生息し、豊かな生態系を構成していることにある。この生態系全体を永続的に保全し、維持するためには、野生動物保護思想の普及啓蒙に努め、野生動物と共存できる利用の推進を図るものとする。

① ヒグマ

本種の生息密度が高い本公園では、利用者と遭遇する危険を防止するため、ヒグマの行動情報等について関係機関が連絡を密にし利用者への危険周知や利用規制について適切な措置をとることとする。

② キタキツネ

公園利用車道沿線において、利用者から本種への餌付けが常習化しているが、餌付けの有害性について利用者への普及啓蒙を図る。

③ シマフクロウ、オジロワシ

本種の希少性や生態が知られるとともに、今後は特に影響の大きい繁殖時期に、写真撮影や観察を目的とした営巣区域への立入りが増加することが懸念されるので、規制を含めた対策を検討する。

④ エゾシカ

エゾシカは、わが国ではヒグマに次ぐ大型動物である。近年、ウトロ羅臼線道路（知床横断道路）などで公園利用者の運転する自動車との衝突事故が増加傾向にあるので、本種の生息をおびやかすことなく、快適で安全な利用を図るため、利用者への広報等について検討するものとする。

(3) 利用者の安全対策

ア. 硫黄山噴火対策

硫黄山は現在活動中の火山で、昭和11年に最後の噴火を起こしているが、今後も噴火する可能性があるといわれている。

「北海道における火山に関する研究報告書第8編・知床硫黄山」(57年3月・北海道防災会議)により提言されている防災対策等に基づき、火山活動活発化による危険が迫ったと指摘された場合には、利用者の安全が図られるよう関係機関と調整を図るものとする。

#### イ. カムイワッカ湯の滝利用者の安全対策

カムイワッカ湯の滝は、上部の滝壺まで行くには急峻なうえ滑り易く危険であり、また人手を加えることは秘境のイメージを損ない、管理上の問題もあることから、利用施設計画では把握していない。

しかし、近年の秘湯ブームもあって多くの観光客が訪れており、転倒による怪我等の事故が発生する可能性も高く、現状のまま放置することは必ずしも適当でないことから、基本的には観光客自身の責任において利用してもらうこととするが、その安全対策等について関係機関と検討を行うものとする。

## 9 地域の美化修景に関する事項

### (1) 美化清掃計画

#### ア. 清掃体制の現状

- ・本公園の羅臼町及び斜里町は、基本的にゴミ持ち帰り運動を実施している。

羅臼温泉(野営場、駐車場)にはゴミ箱を設置し、定期的な清掃及び回収、搬出を実施しているが、その他の地区については、ゴミ持ち帰りを指導している。また、各地区とも利用者の捨てたゴミについては、定期的に清掃を行い美化の保持に努めている。

(実施主体：北海道の自然公園を美しくする会 事務局は羅臼町、斜里町)

- ・ウトロ羅臼線のホロベツ～羅臼温泉間は、ゴミ持ち帰り地区と

し、知床峠にもゴミ箱は設置していない。ただし監視員によるゴミの収集は行っている。

- ・既存の登山道は、すべてゴミ持ち帰り地区とし、ゴミ箱は設置していない。
- ・上記以外に国道の維持管理として行われる沿線の清掃（網走開発建設部、釧路開発建設部）及び監視員等によるゴミの収集（清里営林署、標津営林署、網走支庁、根室支庁、斜里町、羅臼町、北海道地区国立公園管理事務所）が実施されている。
- ・8月第一日曜日の「自然公園クリーンデー」には、関係機関の協力を得て、自然公園美化やゴミ持ち帰りのキャンペーンを行っている。

#### イ. 今後の美化清掃方針

- ・上記の清掃体制の維持を図るとともに、更にゴミ持ち帰りの徹底を図る。
- ・「自然公園クリーンデー」を中心とした自然公園美化やゴミ持ち帰りの広報をさらに推進する。
- ・羅臼温泉地区を拠点としてボランティアによる地域の清掃を実施する。
- ・羅臼側は羅臼温泉、斜里側は幌別橋にあるゴミステーション（公園区域外）の広報に努める。
- ・番屋等で発生する残飯等ゴミの処理については、野生動物の生息環境の攪乱を招いている例が見られることから、適切な処理を行うようはたらきかける。

#### (2) 修景緑化計画

- ・緑化には、周囲の自然植生にちかい植物群落に速やかに復元させる植物種及び工法を用いるよう指導する。
- ・樹木による修景を行う場合には、現地産のものと同種のものを用いるよう指導する。

## 10 その他関連事項

### (1) 違法行為の排除等

- ・知床峠駐車場等での違法露天販売については、基本的には施設の管理者が対処すべきものであるが、販売業者の排除については、施設の管理者及び地元町、警察署等関係機関との連帯を保ちつつ対処するとともに、利用者への周知に努める。
- ・高山植物の盗採防止については、積極的な広報を行うとともに、その取締については、営林署等関係機関と協力して実施する。
- ・山火事の防止のため、関係機関と協力して広報を行う。

(2) 関係各種団体

関係各種団体の概要は次のとおりである。

ア. 羅臼ビジターセンター運営協議会（会長：羅臼町長）

- ・ビジターセンターの運営、整備の促進、適正な利用の推進を目的に、連絡調整、自然保護教育活動の推進等を行う。

構成：根室支庁、羅臼町、羅臼町教育委員会、羅臼町観光協会、北海道地区国立公園管理事務所

イ. 知床横断道路環境整備協議会（座長：網走支庁長）

- ・知床横断道路（ウトロ羅臼線）の道路環境の保全と整備を目的に、関係機関の連絡調整等を行う。

構成：北見営林支局、帯広営林支局、網走開発建設部、釧路開発建設部、網走支庁、根室支庁、斜里町、羅臼町、北海道地区国立公園管理事務所

表一 I 利用施設計画 事業決定 事業執行内容一覧

(平成5年3月現在)

利用施設計画	事業決定	事業執行内容	
		執行者	内容
<p>&lt;集団施設地区&gt;</p> <p>・羅臼温泉集団施設地区</p>	<p>・ 宿舎・61.1.31                      区域面積 8.0ha                      最大宿泊者数 1,600人/日</p> <p>・ 園地・48.8.2</p> <p>・ 野営場・61.1.31                      区域面積 5.1ha                      最大宿泊者数 200人/日</p> <p>・ 博物展示施設・57.7.24                      区域面積 3,200㎡</p> <p>・ 駐車場・43.8.23</p>	<p>・ 島田観光(株)                      (知床観光ホテル)</p> <p>・ 丸十不動産(有)                      (山荘峰)</p> <p>・ (有)らうす第一ホテル</p> <p>・ 羅臼町</p> <p>・ 環境庁</p> <p>・ 北海道</p> <p>・ 環境庁</p>	<p>収容人員 300人,3階建</p> <p>” 112人,2階建</p> <p>” 121人,2階建</p> <p>車道92m, 駐車場 420㎡</p> <p>収容人員 200人 敷地面積 1.1ha                      炊事棟2, 便所3, 給水施設1                      車道 128m, 駐車場 750㎡</p> <p>平家建 312㎡, 付帯園地, 駐車場</p>
<p>&lt;単独施設&gt;</p> <p>・ カムイワッカ園地</p> <p>・ 知床五湖園地</p> <p>・ 岩尾別温泉宿舎</p> <p>・ 岩尾別温泉野営場</p> <p>・ 岩尾別宿舎</p> <p>・ ホロベツ園地</p> <p>・ ホロベツ野営場</p> <p>・ ホロベツ駐車場</p> <p>・ ホロベツ博物展示施設</p> <p>・ 知床峠園地</p> <p>・ ルサ野営場</p>	<p>・ 61.1.31                      区域面積 6,000㎡</p> <p>・ 61.1.31                      区域面積 5,000㎡                      最大宿泊者数 400人/日</p> <p>・ 62.8.14                      区域面積 65.5ha</p> <p>・ 62.8.14                      区域面積 2.6ha                      最大宿泊者数 200人/日</p> <p>・ 56.7.20                      区域面積 1.5ha</p> <p>・ 62.8.14                      区域面積 5,000㎡</p> <p>・ 61.1.31                      区域面積 1,600㎡</p>	<p>・ 北海道</p> <p>・ 斜里町</p> <p>・ 土橋勝利                      (ホテル地の涯)</p> <p>・ 北海道</p> <p>・ 北海道</p> <p>・ 斜里町</p> <p>・ 北海道</p>	<p>自然探勝路 3.1km, 駐車場 2,767㎡                      休憩舎 1棟48㎡, 便所 1棟40.5㎡                      休憩所: 平家建 250㎡                      収容人員 189人, 3階及び2階建</p> <p>園路 1,274m</p> <p>駐車場 5,495㎡, 便所 1棟26㎡</p> <p>博物展示施設 2階建 1,707㎡</p> <p>広場 635㎡, 便所 1棟36㎡</p>

<b>&lt;道路（車道）&gt;</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホロベツカムイワッカ線 ホロベツ～知床五湖及び 知床大橋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・59.8.17 ホロベツ～知床五湖 延長 8.5km, 幅員 5.5m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道</li> <li>・斜里町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホロベツ～五湖入口 8.5km</li> <li>五湖入口～五湖 481m</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩尾別温泉線 岩尾別～岩尾別温泉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・59.8.17 岩尾別～岩尾別温泉 延長 3.1km, 幅員 4.0m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・斜里町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>岩尾別～岩尾別温泉 3.2km</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウトロ羅臼線 ホロベツ～羅臼温泉</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・61.1.31 ホロベツ～羅臼温泉 延長29km, 幅員 6.0m 付帯施設：駐車場 位置 知床峠 区域面積 3,800㎡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・網走・釧路開発建設部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホロベツ～羅臼温泉 25.7 km</li> <li>付帯駐車場 3,150㎡</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルサ相泊線 ルサ～相泊</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・61.1.31 ルサ～相泊 延長 8.0km, 幅員 5.5m</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルサ（北浜）～相泊 7.9km</li> </ul>
<b>&lt;道路（歩道）&gt;</b>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄山登山線 カムイワッカ～知床別岳 主要経過地 新噴火口, 硫黄山</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・59.8.17 延長 6.0km</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羅臼平知床別岳線 羅臼平～知床別岳 主要経過地 三峰, サシルイ岳 オッカバケ岳, 南岳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・59.8.17 延長 7.0km</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・羅臼岳登山線 岩尾別～羅臼岳 及び羅臼温泉 主要経過地 岩尾別温泉, 羅臼平</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・59.8.17 延長13.5km</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・知床五湖周回線 知床五湖～知床五湖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・61.1.31 延長 3.5km</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然探勝路 3,036m</li> </ul>

表一 2 集団施設地区計画

(昭和59年6月15日告示)

名称	区域	計画目標	地割及び 地基施設	整備方針	面積 (ha)
羅臼温泉	北海道目梨郡 羅臼町内 国有林根釧地域 229林班及び 230林班及び 233林班の各 一部 北海道目梨郡 羅臼町 湯の沢町の一部	本公園は知床国立公園の東部に位置し、羅臼川沿いの温泉を含む地域である。本公園の東の人口として自然探勝利用の宿泊基地、羅臼岳への登山基地として、羅臼線通過利用のため、ウトロ・羅臼線内での滞留施設用を促進するたため教化施設及び休憩施設を整備する。	宿泊施設区	自然探勝及び登山利用のための宿泊基地として整備する。休憩利用にも対応を図る。施設の建ぺい率は敷地面積の30%、以下高さは13m以下とし、壁面線はウトロ・羅臼線北側車道端から10m以上後退させるものとする。 (収容力は約 1,600人)	8.0
			野営施設区	自然探勝及び登山利用の拠点として野営のテントサイト、炊事棟、駐車場等を整備する。 (収容力は約 200人)	5.1
			休養園地区	羅臼川沿いの溪畔林の探勝、散策のための歩道、園地等を整備する。	15.0
			公共施設区	本地区の利用拠点としてビジターセンターを核としてバスターミナル、総合案内休憩所、駐車場、広場等を整備する。	3.0
			道路	地区の中心部を縦貫する車道沿線は、修景のための植栽を行うほか、地区内を有機的に連絡する歩道を整備する。	
				面積計	国 公 私
					26.2 2.9 2.0
					31.1

表一 3 利用規制計画

(昭和59年6月15日告示)

地区名	利用現況及び規制理由	規制の方法
知床岬	海岸段丘上は、高茎草木群落が発生し、特有の景観を有する地域であり、貴重な自然環境を保護するため一般観光客の上陸を規制する必要がある。	観光船の寄港、及び観光客の上陸の制限は引き続き存続するべく関係機関と調整を図る。
ルンベツ川流域 ルンベツ川	シマフクロウやオオジョロワシなど野生動物が原生状態で生息する地域として貴重であり、一般利用者の入り込み規制を制限する必要がある。	知床林道における通行規制は、今後とも存続するよう関係機関と調整を図る。
ウトロ線沿線 (ホロベツ～ 羅臼温泉間)	ハイマツ帯を含む原生林内を通過しており、道路利用に伴う自然環境への影響を最小限にとどめようとする必要がある。	通過型利用を基本原則とし、道路の駐車規制の存続等について、関係機関との調整を図る。
ホロベツ・カムイワッカ線沿線 知床五湖	知床五湖は原生的景観を有する地域であり、自然環境の保全のため、利用最盛期における車両の入り込み制限については検討する必要がある。	自動車利用適正化要綱に基づき関係機関との調整を図る。



表一 4 知床岬地区の利用規制指導に関する申し合わせ（昭和59年2月16日）

1. 規制の目的
 

貴重な植物群落や各種野生鳥獣の生育地である知床岬一帯の自然景観を保護するため、レクリエーション目的の立ち入りを抑制する。
2. 規制の対象
 

一般観光客等のレクリエーション目的の立ち入りを対象とするものとし、行政機関の用務に伴う立ち入り・漁業に伴う立ち入りは規制対象に含めないものとする。また、教育・研究のための立ち入りについては、個別の事例ごとに取り扱いを検討することとする。
3. 規制の範囲
 

知床岬先端部の国立公園特別保護地区及び第1種特別地域内とする。
4. 規制の内容
  - (1) 遊魚船による知床岬地区への上陸利用は、関係法令上の取扱いをふまえ、認めないものとする。
  - (2) 陸路からの知床岬地区への入り込みについては、登山者が主体であり、当面禁止措置はとらないものとするが、ルート上の危険性や漁船等への便乗が禁じられている点について、周知を図り、安易な入り込みを極力抑制するものとする。

5. 指導方法

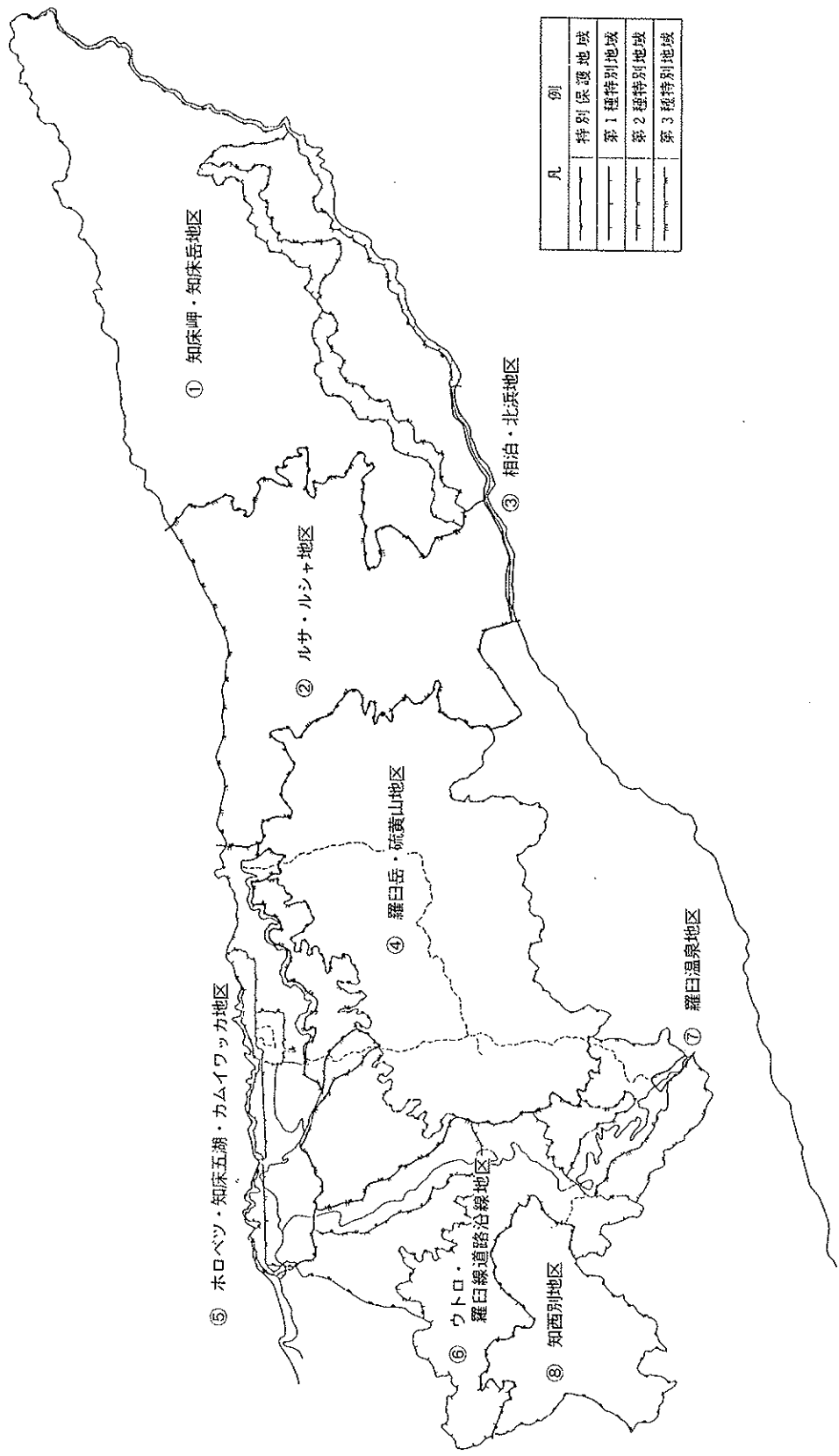
- (1) 問い合わせ等への対応
  - 4 に基づき指導する。  
陸路からの入り込みについては、危険性・漁船等への便乗禁止について説明し、極力立ち入りを控えるよう指導するものとするが、なお、希望する者には、国有林入林手続きを行うよう指導する。  
また、雑誌等における入り込みルートの紹介については極力さし控えるよう対処する。
- (2) 標識設置
 

次の4ヶ所に、利用規制内容を示す標識を設置するものとする。  
斜里側：知床岬文吉湾及びアブラコ湾  
羅臼側：相泊及びカモイウンベ

《関係機関》

  - ・斜里営林署（現在、清里営林署）
  - ・標津営林署
  - ・網走海上保安署
  - ・羅臼海上保安署
  - ・網走支庁
  - ・根室支庁
  - ・斜里町
  - ・羅臼町
  - ・ウトロ漁業協同組合
  - ・知床国立公園管理官事務所

図-1 知床国立公園保護計画図



凡 例	
———	特別保護地域
———	第1種特別地域
———	第2種特別地域
———	第3種特別地域

# 平成3年度及び4年度管理計画検討会検討員等名簿

## 検討員

専修大学北海道短期大学教授	座長	俵 浩三
斜里町立知床博物館学芸員		村田 良介
羅臼町教育委員会学芸員		涌坂 周一

## 検討会参画関係行政機関

網走開発建設部長  
釧路開発建設部長  
清里営林署長  
標津営林署長  
知床森林センター所長  
北海道保健環境部自然保護課長  
北海道網走支庁長  
北海道根室支庁長  
北海道網走土木現業所長  
北海道釧路土木現業所長  
斜里町長  
羅臼町長  
斜里町観光協会長  
羅臼町観光協会長

## 知床国立公園管理計画検討経緯

- (1) 昭和57年3月 知床国立公園管理計画の策定
- (2) 昭和62年3月 知床国立公園管理計画の改訂  
昭和59年6月15日告示による知床国立公園公園計画の再検討を受けて改訂。
- (3) 平成3年～4年度で2回目の改訂
  - ・平成4年3月10日 第1回検討会
  - ・平成5年3月2日 第2回検討会
  - ・平成5年3月12日 中央連絡会議
  - ・平成5年3月31日 管理計画作成（改訂）